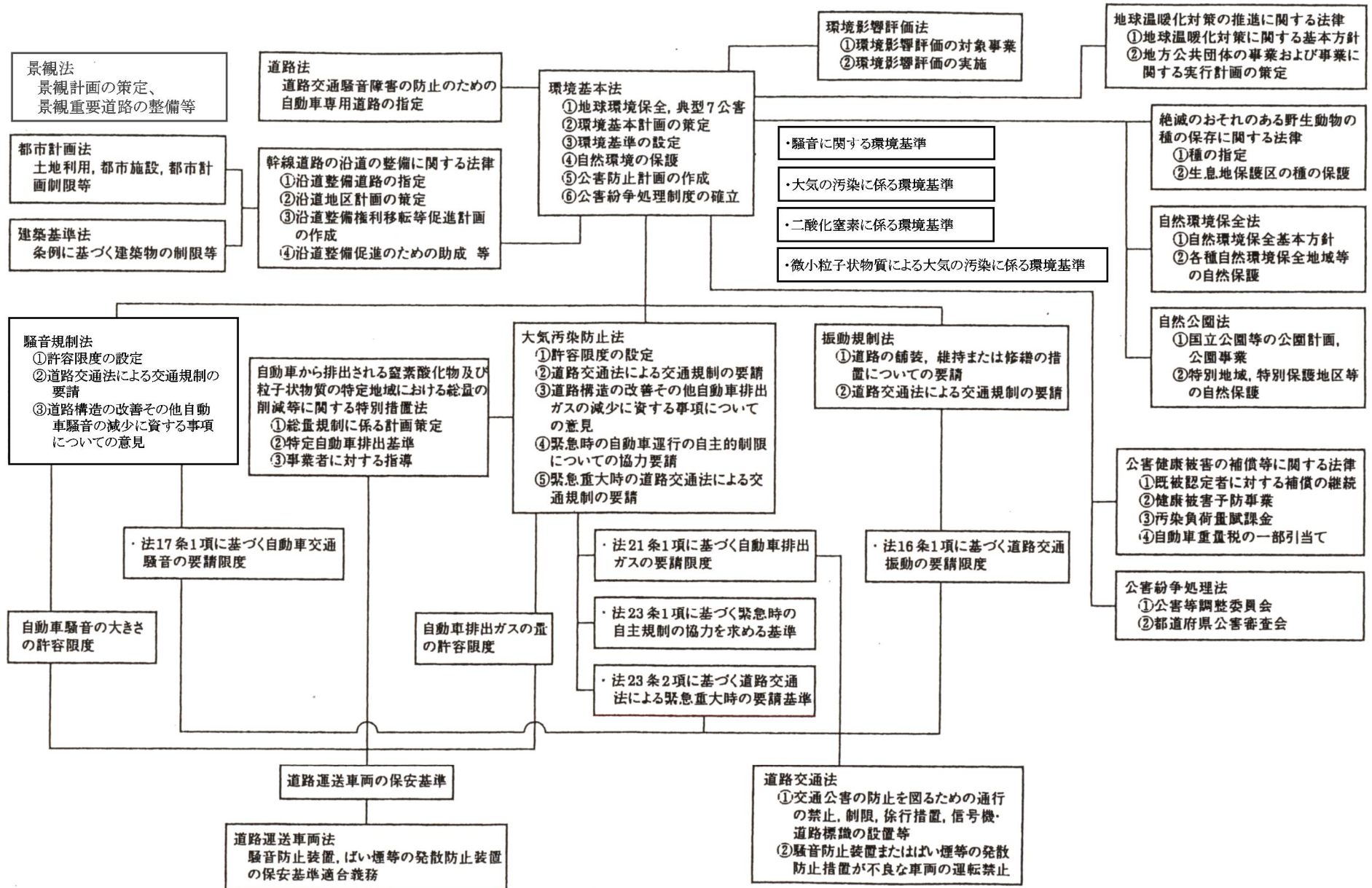


(2) 良好な環境の保全・形成



沿道環境の改善

○大気の状態

SPMの環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和4年度



NO₂の環境基準の達成状況(自動車排出ガス測定局) 令和4年度

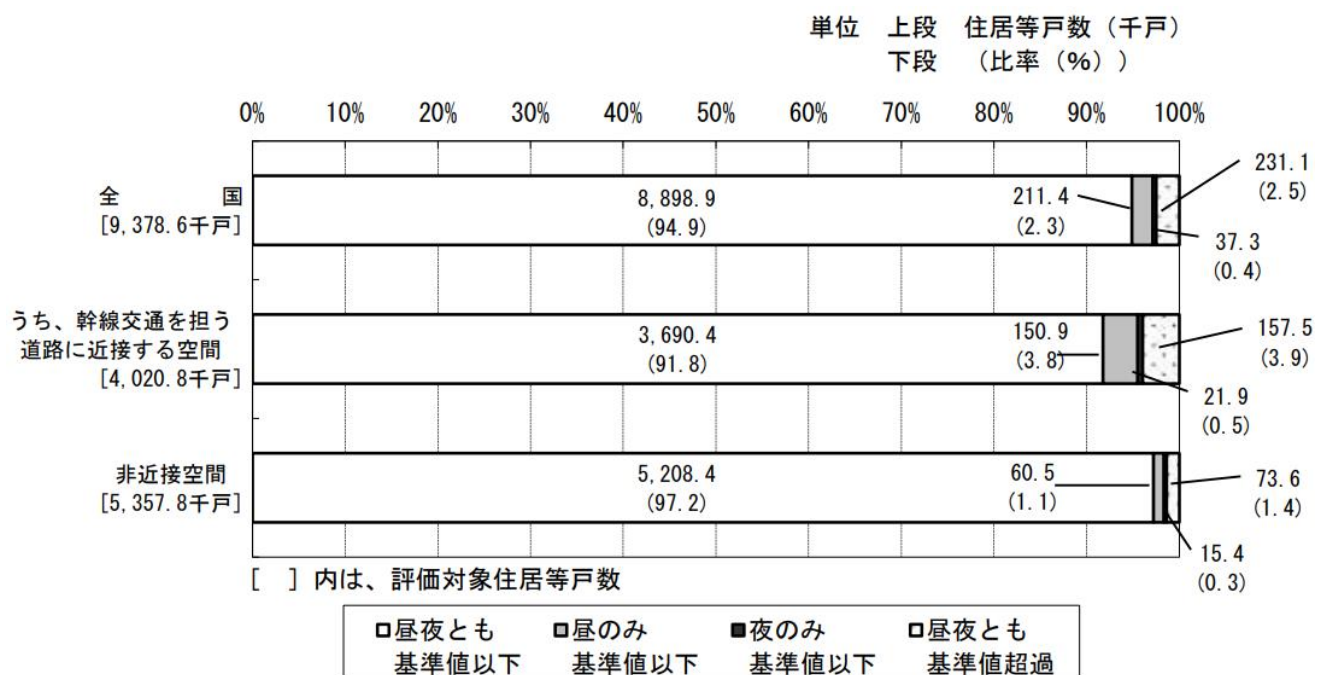


注) 1. 対策地域とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により指定された地域

2. 「令和4年度大気汚染状況について」(環境省)より作成

○道路交通騒音の状況

環境基準達成状況の評価結果（全国）



注) 1. 高速自動車国道 (3,429km, 抽出率37.7%)、都市高速道路 (239km, 24.7%)、一般国道 (22,465km, 40.0%)、都道府県道 (40,396km, 31.1%)、4車線以上の市区町村道 (2,606km, 0.3%)、その他の道路 (133km) に面する地域で評価

2. 「令和4年度自動車交通騒音の状況について」(環境省) より作成

環境基準等

① 大 気 汚 染 (7) 環境基準，要請限度等

物 質	大気汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号） 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号） 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）	大気汚染に係る環境基準	要 請 限 度	緊急時の要請基準	緊急時の自主規制の協力を求める基準	
		達 成 期 間	大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気汚染の限度を定める命令 昭和46年6月23日 総理府・厚生省令第2号	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号） 第11条第2項（別表第5）	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号） 第11条第1項（別表第5）	
二酸化いおう 大気汚染防止法は硫酸化物	1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下 かつ 1時間値 0.1ppm 以下	維持されまたは原則として5年以内に おいて達成されるよう努める。		1) 1時間値 100万分の0.5以上が3時間継続 2) 1時間値 100万分の0.7以上が2時間継続	1) 1時間値 100万分の0.2以上が3時間継続 2) 1時間値 100万分の0.3以上が2時間継続	3) 1時間値 100万分の0.5以上 4) 1時間値の48時間平均値 100万分の0.15以上
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 10ppm以下 かつ 1時間値の8時間平均値 20ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。	1時間値の月間平均値 100分万の10（10ppm）	1時間値 100万分の50以上（50ppm）	1時間値 100万分の30以上（30ppm）	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 かつ 1時間値 0.20mg/m ³ 以下			1時間値 3.0mg/m ³ 以上が3時間継続	1時間値 2.0mg/m ³ 以上が2時間継続	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		1時間値 100万分の1以上（1ppm）	1時間値 100万分の0.5以上（0.5ppm）	
光化学オキシダント	1時間値 0.06ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。		1時間値 100万分の0.4以上（0.4ppm）	1時間値 100万分の0.12以上（0.12ppm）	
微小粒子状物質	1年平均値 15μg/m ³ 以下 かつ 1日平均値 35μg/m ³ 以下	維持され又は早期達成に努める。				
適用場所	工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。		道路の部分及び周辺地域			
備考	環境基本法第16条第1項により人の健康を保護し，生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。		都道府県知事は，自動車排出ガスにより大気汚染がこの限度をこえていると認められるときは，都道府県公安委員会に対し，交通規制の要請をする。		都道府県知事は，この基準の事態が発生したときは，当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し，自動車の運行の自主的制限等について協力を求めなければならない。	

自動車排出ガス規制値

種別			規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考									
ガソリン・LPG車	乗用車		H17	コンバインモード (g/km)※3	CO	1.15(1.92)	H21	コンバインモード (g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード (g/km)※4	CO	1.15(2.03)										
					NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)										
					NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)										
									PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)										
	トラック・バス	軽自動車	H19	コンバインモード (g/km)	CO	4.02(6.67)	H21	コンバインモード (g/km)※4	CO	4.02(6.67)	H30	WLTCモード (g/km)※4	CO	4.02(7.06)										
					NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)										
					NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)										
									PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)										
		軽量車 (GVW≦1.7t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	1.15(1.92)	H21	コンバインモード (g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード (g/km)※4	CO	1.15(2.03)										
					NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)										
					NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)			NO _x	0.05(0.08)										
									PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)										
		中量車 (1.7t<GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO	2.55(4.08)	H21	コンバインモード (g/km)※4	CO	2.55(4.08)	H30	WLTCモード (g/km)※4	CO	2.55(4.48)										
					NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.15(0.23)										
					NO _x	0.07(0.10)			NO _x	0.07(0.10)			NO _x	0.07(0.11)										
									PM※2	0.007(0.009)			PM※2	0.007(0.009)										
		重量車 (3.5t<GVW)	H17	JE05モード (g/kWh)	CO	16.0(21.3)	H21	JE05モード (g/kWh)※4	CO	16.0(21.3)	同左													
					NMHC	0.23(0.31)			NMHC	0.23(0.31)														
					NO _x	0.7(0.9)			NO _x	0.7(0.9)														
									PM※2	0.010(0.013)														
ディーゼル車	乗用車		H17	コンバインモード (g/km)	CO	0.63(0.84)	H21	コンバインモード (g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63(0.88)	ディーゼル乗用車において、「小型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。									
					NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)										
					NO _x	小型			0.14(0.19)	NO _x			0.08(0.11)	NO _x		0.15(0.23)								
						中型			0.15(0.20)															
					PM	小型			0.013(0.017)	PM			0.005(0.007)	PM		0.005(0.009)								
						中型			0.014(0.019)															
					トラック・バス	軽量車 (GVW≦1.7t)			H17	コンバインモード (g/km)			CO	0.63(0.84)		H21	コンバインモード (g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63(0.88)	
													NMHC	0.024(0.032)				NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
	NO _x	0.14(0.19)	NO _x	0.08(0.11)			NO _x	0.15(0.23)																
	PM	0.013(0.017)	PM	0.005(0.007)			PM	0.005(0.009)																
	中量車 (1.7t<GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード (g/km)	CO		0.63(0.84)	H21 (2.5-3.5t) H22 (1.7-2.5t)	コンバインモード (g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード (g/km)	CO	0.63(0.88)	17年規制からは重量区分を変更。 (旧) 中量車 1.7t<GVW≦2.5t 重量車 2.5t<GVW (新) 中量車 1.7t<GVW≦3.5t 重量車 3.5t<GVW									
				NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)										
				NO _x		0.25(0.33)			NO _x	0.15(0.20)			NO _x	0.24(0.36)										
				PM		0.015(0.020)			PM	0.007(0.009)			PM	0.007(0.013)										
	重量車 (3.5t<GVW)※4	H17	JE05モード (g/kWh)	CO		2.22(2.95)	H21 (12t-) H22 (3.5-12t)	JE05モード (g/kWh)	CO	2.22(2.95)	H28 (7.5t-) H30 (3.5-7.5t)	WHTC及び WHSCモード (g/kWh)	CO	2.22(2.95)										
				NMHC		0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)										
				NO _x		20.(2.7)			NO _x	0.7(0.9)			NO _x	0.4(0.7)										
				PM		0.027(0.036)			PM	0.010(0.013)			PM	0.010(0.013)										

種別			規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1			備考
														クラス1	クラス2	クラス3	
二輪自動車	第一種 原動機付自転車	4サイクル	H18	二輪車 コールド (g/km)	CO	2.0	H24	WMTC (g/km)※5	CO	2.62	H28	WMTC (g/km)※5	CO	1.14	1.14	1.14	
		2サイクル			HC	0.30			HC	0.27			HC	0.30	0.20	0.17	
					NO _x	0.15			NO _x	0.21			NO _x	0.07	0.07	0.09	
	第二種 原動機付自転車	4サイクル	H19		CO	2.0			CO	2.2			CO	1.14	1.14	1.14	
		2サイクル			HC	0.50			HC	0.45			HC	0.30	0.30	0.30	
					NO _x	0.15			NO _x	0.16			NO _x	0.07	0.07	0.07	
	軽二輪自動車	4サイクル	H18		CO	2.0(2.7)			CO	2.62			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
		2サイクル			HC	0.30(0.40)			HC	0.27			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
					NO _x	0.15(0.20)			NO _x	0.21			NO _x	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	
	小型二輪自動車	4サイクル	H19		CO	2.0(2.7)			CO	2.62(3.48)			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
		2サイクル			HC	0.30(0.40)			HC	0.27(0.36)			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
					NO _x	0.15(0.20)			NO _x	0.21(0.28)			NO _x	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	

種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上 37kW 未満のもの	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO _x	4.0(5.3)			NO _x	4.0(5.3)	
				PM	0.03(0.04)			PM	0.03(0.04)	
	定格出力 37kW以上 56kW 未満のもの	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO _x	4.0(5.3)			NO _x	4.0(5.3)	
				PM	0.025(0.033)			PM	0.025(0.033)	
	定格出力 56kW以上 75kW 未満のもの	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO _x	3.3(4.4)			NO _x	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力 75kW以上 130kW 未満のもの	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO _x	3.3(4.4)			NO _x	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力 130kW以上 560kW 未満のもの	H23	NRTC 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	H26	NRTC 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO _x	2.0(2.7)			NO _x	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
自Lガ 動Pソ 車Gリ 特ン 殊・	定格出力 19kW以上 560kW 未満のもの	H19	7M (g/kWh)	CO	20.0(26.6)	同左				
				HC	0.60(0.80)					
				NO _x	0.60(0.80)					

※1：認証基準とは型式指定車及び装置指定車の基準値をいう。
（ ）の数値はそれ以外の自動車（PHP、新型届出（装置指定車以外のもの）、試作、組立、並行輸入車）の基準値をいう。

※2：ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した希薄燃焼方式の直接噴射式原動機を有する自動車（リーンバーン直噴車）に限り適用する。

※3：コンバインモードとは平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

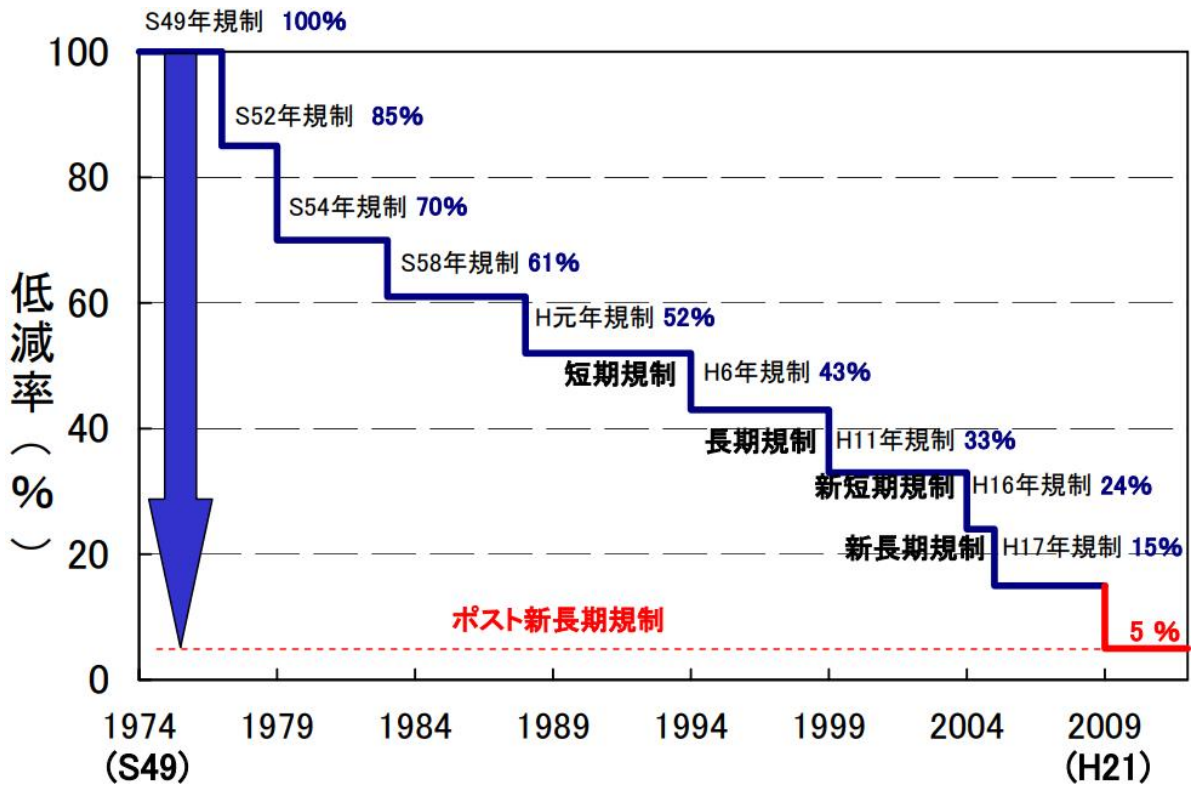
平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4：NO_x触媒付直噴車に限る。

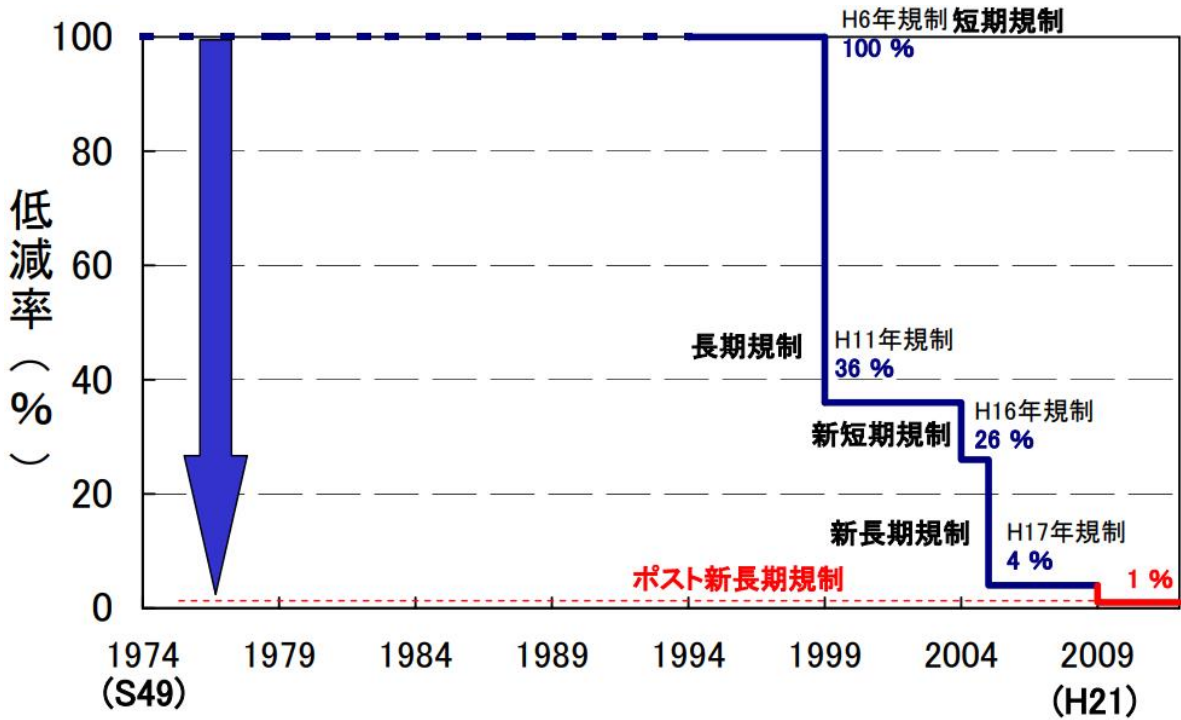
※5：第一種原動機自転車のうち、最高速度50km/h以下のものは従前の通り

出典：国土交通省自動車局ホームページ

NO_x 規制値の推移(ディーゼル重量車) 窒素酸化物(NO_x)



PM 規制値の推移(ディーゼル重量車) 粒子状物質(PM)



② 自動車騒音

(ア) 環境基準（平成10年9月30日環境庁告示，平成11年4月1日施行）

地域の類型	基準値		達成期間
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	①道路に面する地域以外の地域については、施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努める。 ②既設の道路に面する地域については、施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努める。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域で道路交通量が多く達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。 ③道路に面する地域以外の地域が施行日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、供用後直ちに達成されまたは維持されるよう努めるものとし、施行日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、②を準用する。
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	55デシベル以下	45デシベル以下	
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	
車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
屋内へ透過する騒音に係る基準	45デシベル以下	40デシベル以下	

- 注) 1. 昼間：午前6時～午後10時，夜間：午後10時～翌日午前6時
 2. AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 3. A：専ら住居の用に供される地域
 4. B：主として住居の用に供される地域
 5. C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域
 6. 車線：1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分
 7. 幹線交通を担う道路に近接する空間について，個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

(イ) 要請限度（平成12年3月2日総理府令第15号，平成12年4月1日施行）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

- 注) 1. 昼間：午前6時～午後10時
 夜間：午後10時～翌日午前6時
 2. a区域：専ら住居の用に供される区域
 b区域：主として住居の用に供される区域
 c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

(ウ) 自動車単体騒音規制

平成 28 年騒音規制（UN_R51-03 導入関係）

【自動車の種別】

M 及び N カテゴリ

- 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
- 定常走行騒音を廃止
- 圧縮空気騒音規制を導入（空気式ブレーキを装着した TPMLM^{*1}2.8 トン超の自動車に限る）

【規制値】

（単位：デシベル）

車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
M1 カテゴリ 乗車定員 9 人以下の乗用車	PMR ^{*2} 120 以下	72	70	68
	PMR ^{*2} 120 超、160 以下	73	71	69
	PMR ^{*2} 160 超	75	73	71
	PMR ^{*2} 200 超、乗車定員 4 人以下、 R ポイント ^{*3} の地上からの高さ 450mm 未満	75	74	72
M2 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、 TPMLM ^{*15} トン以下の乗用車	TPMLM ^{*12} 2.5 トン以下	72	70	69
	TPMLM ^{*12} 2.5 トン超、3.5 トン以下	74	72	71
	TPMLM ^{*13} 3.5 トン超、最高出力 135kW 以下	75	73	72
	TPMLM ^{*13} 3.5 トン超、最高出力 135kW 超	75	74	72
M3 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、 TPMLM ^{*15} トン超の乗用車	最高出力 150kW 以下	76	74	73
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	78	77	76
	最高出力 250kW 超	80	78	77

(単位：デシベル)

車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
N1 カテゴリ TPMLM※13.5 トン以下の 貨物車	TPMLM※12.5 トン以下	72	71	69
	TPMLM※12.5 トン超	74	73	71
N2 カテゴリ TPMLM※13.5 トン超、12 トン以下の 貨物車	最高出力 135kW 以下	77	75	74
	最高出力 135kW 超	78	76	75
N3 カテゴリ TPMLM※112 トン超の貨物車	最高出力 150kW 以下	79	77	76
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	81	79	77
	最高出力 250kW 超	82	81	79

※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass)：技術的最大許容質量(kg)

安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

※2 PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／(車両重量(kg)+75kg) ×1,000

※3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 1	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 2	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 3
新型自動車 (輸入自動車 を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	令和 2 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 4 年 9 月 1 日以降)	令和 6 年 10 月 8 日以降 (N2、N3、M3 カテゴリは令和 8 年 10 月 8 日以降)
上記以外のもの	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)	令和 8 年 10 月 8 日以降 (N2、N3、M3 カテゴリは令和 9 年 10 月 8 日以降)

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制（近接排気騒音の相対値規制導入関係）

【自動車の種別】

L3 カテゴリ

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
- 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

M 及び N カテゴリ

- 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】

- 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
- 近接排気騒音の測定方法について、UN_R に基づく測定方法へ変更

【規制値】

- 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値＋5dB の値以下であること

【適用日】

	L3 カテゴリ	M 及び N カテゴリ
新型自動車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外のもの	令和 3 年 9 月 1 日以降	令和 4 年 9 月 1 日以降 (N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降)

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 26 年騒音規制

【自動車の種別】

L3 カテゴリ

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
- 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
- 定常走行騒音を廃止

【規制値】

車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値
Class I (PMR※25 以下)	73dB	←
Class II (PMR※25 超、50 以下)	74dB	79dB
Class III (PMR※50 超)	77dB	82dB

※ PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／（車両重量(kg)＋75kg）×1,000

【適用日】

- 新型自動車（輸入自動車を除く）・・・平成 26 年 1 月 1 日以降
- 上記以外のもの・・・平成 29 年 1 月 1 日以降

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制、平成 26 年騒音規制の対象となっていない自動車については、次の表に示す従前の規制が適用される。

自動車騒音規制の推移

[単位：デシベル]

自動車の種類別		定常走行騒音						加速走行騒音						排気騒音		近接排気騒音									
		新車						新車						使用過程		新車及び使用過程									
		昭和26年	昭和46年	平成10年※2	平成11年※2	平成12年※2	平成13年※2	昭和46年	昭和54年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	平成10年	平成11年	昭和26年	昭和46年	平成元年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年			
特殊自動車	85						85						85						110						
貨物自動車 乗合自動車 (トラック・バス)	大型車： GVW※13.5トン超、 原動機最高 出力150kW超	全輪駆動車、トラクタ 及びクレーン車						83						82						99					
		トラック						83						81						107					
	バス						83						81						99						
	中型車： GVW※13.5トン超、 原動機最高 出力150kW以下	全輪駆動車						80						81						98					
		その他						80						81						98					
軽貨物 自動車	小型車： GVW※13.5トン以下	GVW※11.7トン超						74						76						97					
		GVW※11.7トン以下						74						76						97					
	排気量0.66ℓ 以下	原動機が運転席の前 (ボンネット型)						74						76						97					
		その他 (キャブオーバーバ型)						74						76						97					
		乗車定員 7人以上						72						76						100					
乗用自動車	乗車定員 10人以下	乗車定員 6人以下						72						76						100					
		乗車定員 7人以上						70						78						96					
		乗車定員 6人以上						72						76						100					
二輪自動車	小型二輪：排気量0.25ℓ超 軽二輪：排気量0.125ℓ超、0.25ℓ以下	85						85						85						94					
		85						85						85						94					
原動機付 自転車	第二種：排気量0.05ℓ超、0.125ℓ以下 第一種：排気量0.05ℓ以下	85						85						85						90					
		85						85						85						84					

※1 GVW：車両総重量

※2 平成10年規制以降は新たな定常走行騒音測定方法を適用

H26, 28 期制から
廃止

H26, 28 期制から
UN R51-03, R41-04 を導入

H28 期制から
測定方法を UN 期制に変更
相対値期制を導入

(I) タイヤの車外騒音規制値

【自動車の種別】（新車規制のみ）

- 空気入ゴムタイヤを備える自動車（二輪自動車，側車付二輪自動車，三輪自動車，大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）

【タイヤの車外騒音規制】

- 「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第 117 号）」の試験法及び規制値を導入

【規制値】

タイヤのクラス	断面幅の呼び (mm)	規制値 dB (A)
C1※ ¹	$w \leq 185$	70
	$185 < w \leq 245$	71
	$245 < w \leq 275$	72
	$275 < w$	74

シビアスノータイヤ，エクストラロードタイヤ，レインフォースドタイヤ，又はこれらの分類の組み合わせについては，上記規制値を 1dB (A) 引き上げるものとする。

タイヤのクラス	タイヤの種類	規制値 dB (A)	
		その他	トラクションタイヤ
C2※ ²	ノーマルタイヤ	72	73
	スノータイヤ	72	73
	シビアスノータイヤ	73	75
	特殊用途タイヤ	74	75
C3※ ³	ノーマルタイヤ	73	75
	スノータイヤ	73	75
	シビアスノータイヤ	74	76
	特殊用途タイヤ	75	77

※ 1 乗用車用タイヤ

※ 2 小型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス ≤ 121 かつ速度記号 $\geq N$ のタイヤ）

※ 3 中型・大型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス ≤ 121 かつ速度記号 $\leq M$ 又は単輪でのロードインデックス ≥ 122 のタイヤ）

【適用日】

自動車の種別	適用時期	
	新型車※ (PHP 自動車を除く)	左記以外の自動車 (継続生産車等)
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 31 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン以下の被牽引自動車		
乗車定員 9 人を超え、かつ、車両総重量が 5 トン超えの専ら乗用の用に供する自動車	令和 5 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン超えの貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン超えの被牽引自動車		

※ 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については、継続生産車等への適用時期と同じとする。

出典：国土交通省自動車局ホームページ

③道路交通振動

要請限度（振動規制法施行規則12条，別表第2）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注) 1. 昼間：午前5時，6時，7時又は8時～午後7時，8時，9時又は10時

夜間：午後7時，8時，9時又は10時～翌日午前5時，6時，7時又は8時

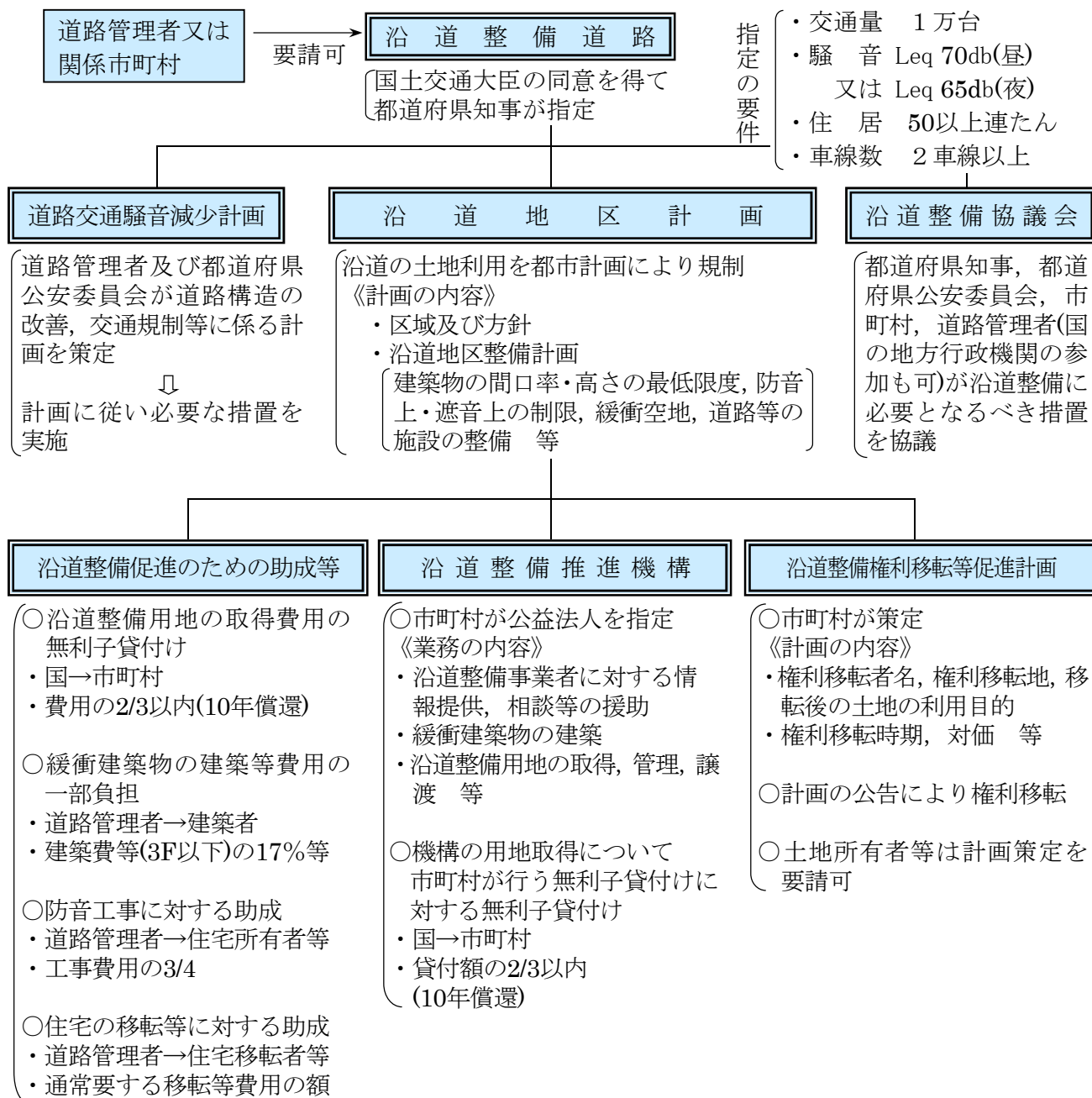
2. 第1種区域，第2種区域とは，下記の地域に相当し，都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3 都道府県知事又は指定都市の長等，道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより，学校，病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は，上記表に定める値以下当該地から5dBを減じた値以上とし，特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要



沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況（令和5年4月1日現在）

[illegible]